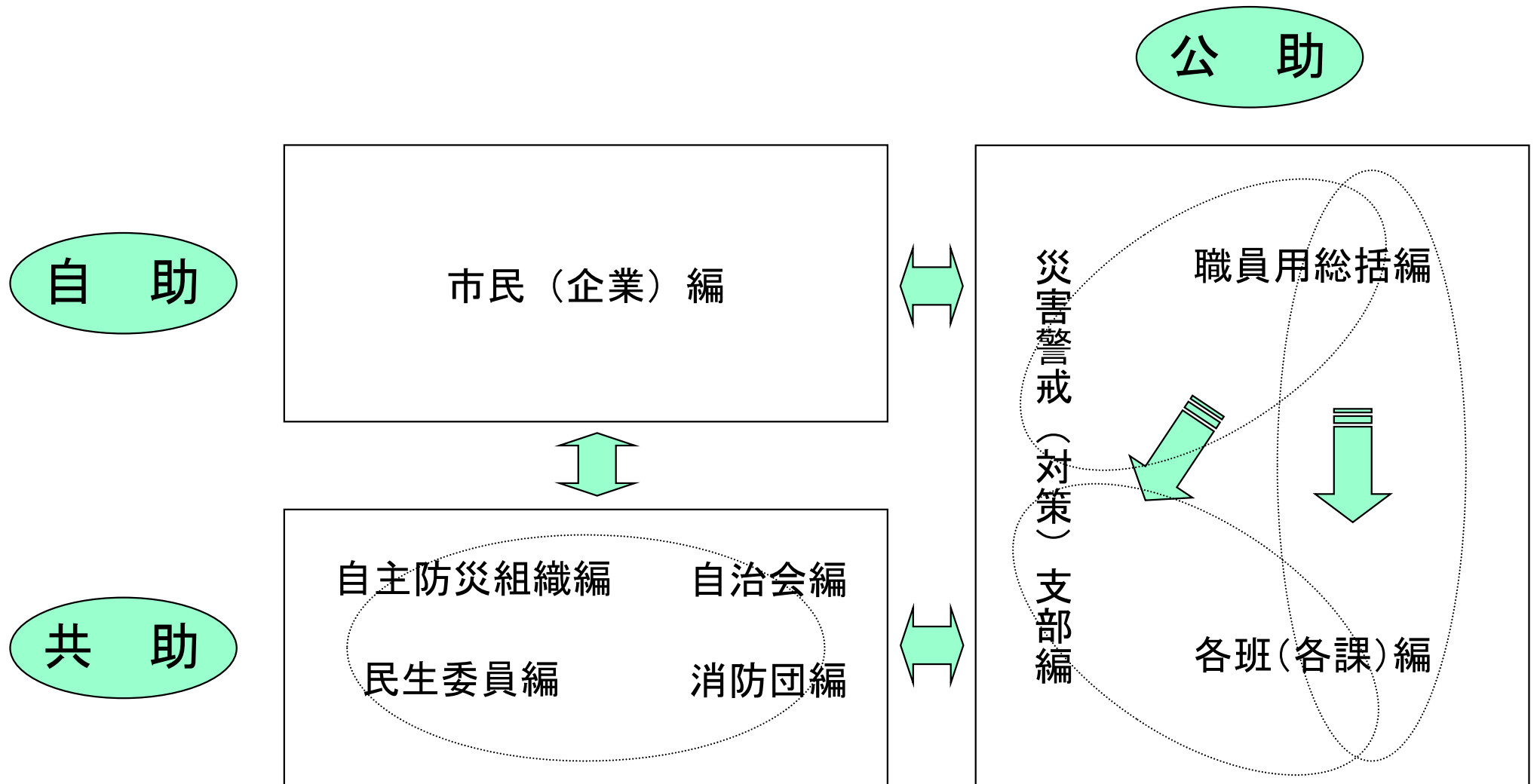


三条市震災対応マニュアル (主なポイント)

令和6年4月
三 条 市

震災対応マニュアルの全体構成イメージ



- ◎「自助」： 「自らの身の安全は自ら守る」という考え方に立って、市民ひとりひとりが自らの生命・財産を守るための防災・災害対応活動をいう。組織等がその組織等を守るための活動を含む。
- ◎「共助」： 地域全体（隣人同士、自治組織、民間組織等）で行う防災・災害対応活動をいう。消防団のように平常時においては、基本的には、他の職務に従事している組織・構成員を含む。
- ◎「公助」： 行政が行う防災・災害対応活動をいう。

「共助」「自助」における役割分担

共
助

自治会

- ◎被害状況の収集・連絡
- ◎避難情報の伝達
- (◎避難要支援者の安否確認)
- (◎救出・救護活動)
- (◎初期消火活動)
- (◎通行止め等の応急措置)
- (◎避難要支援者の避難誘導)

民生委員

- ◎災害時要援護者の安否確認
- ◎災害時要援護者に対する避難情報の伝達
- ◎災害時要援護者等名簿の作成協力

自主防災組織

- ◎避難要支援者の安否確認
- ◎救出・救護活動
- ◎初期消火活動
- ◎通行止め等の応急措置
- ◎避難要支援者の避難誘導

消防団

- ◎救出・救護活動
- ◎消火活動
- ◎地盤災害・崩落箇所等の巡視警戒
- ◎防災関連情報の伝達
- ◎避難要支援者の避難誘導

自
助

市民・企業

- ◎防災関連情報の積極的収集
- ◎避難所等への避難（必要に応じ、地域住民との助合い）
- ◎救出・救護活動、初期消火活動への協力
- ◎出火防止

職員用マニュアルの特徴

1 支部等の設置

- ◎ 市内10か所に「災害警戒(対策)支部」を設置し、支部要員をあらかじめ指定（支部要員は、原則、居住地主義を採用）することで災害対応活動を迅速化
- ◎ 市内25か所に「第2次避難所（※）」を設置し、避難所要員をあらかじめ指定することで避難所対応活動を迅速化

※「第2次避難所」：震度5弱以上の地域内に開設する避難所をいう。なお、「第1次避難所」は、警戒支部立上げと同時に開設する避難所をいう。

2 職員不足時の災害対応活動の優先順位

- ◎ 被害が甚大で職員が参集できないことも想定されることから、職員数に応じた活動ができるよう災害対策本部設置時（震度5強以上）の任務に優先順位を付ける。
 - 7割以上の職員が参集：既定の任務に従事する。
 - 5割程度の職員が参集：班としての最重要任務を優先する。
 - 3割程度の職員が参集：市としての最重要任務を優先する。

職員等の非常配備基準

震 度	非常配備基準	配備要員ほか
震 度 4	<p style="text-align: center;">第 1 次配備</p> <p style="text-align: center;">警戒体制</p>	<p>【本部等体制】</p> <p>行政課長、施設所管課長、行政課・施設所管課指定職員 ※他職員は連絡待機</p> <p>【支部等体制】</p> <p>栄支部、下田支部の指定職員</p>
震 度 5 弱	<p style="text-align: center;">第 2 次配備</p> <p style="text-align: center;">災害警戒本部・支部設置 第1次・第2次避難所開設</p>	<p>【本部等体制】</p> <p>理事者、全部長、全課長、全課長補佐、各課指定職員、指定消防職員 ※他職員は連絡待機</p> <p>【支部等体制】</p> <p>支部要員、第2次避難所要員 自治会、自主防災組織、民生委員</p>
震 度 5 強 以 上	<p style="text-align: center;">第 3 次配備</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部・支部設置 第1次・第2次避難所開設</p>	<p>【本部等体制】</p> <p>理事者、全職員</p> <p>【支部等体制】</p> <p>支部要員、第2次避難所要員 自治会、自主防災組織、民生委員</p>

※ 地震観測地点は、三条市西裏館(三条地域)・三条市新堀(栄地域)・三条市荻堀(下田地域)の3地点

○ 配備・活動基準

本部(警戒体制を含む)・支部 → 3か所いずれかの震度が非常配備基準に達した場合に設置

第2次避難所・自治会等 → 震度5弱以上の地域のみ対象

「第1次避難所（災害警戒（対策）支部）」 「第2次避難所」 一覧

第1次避難所

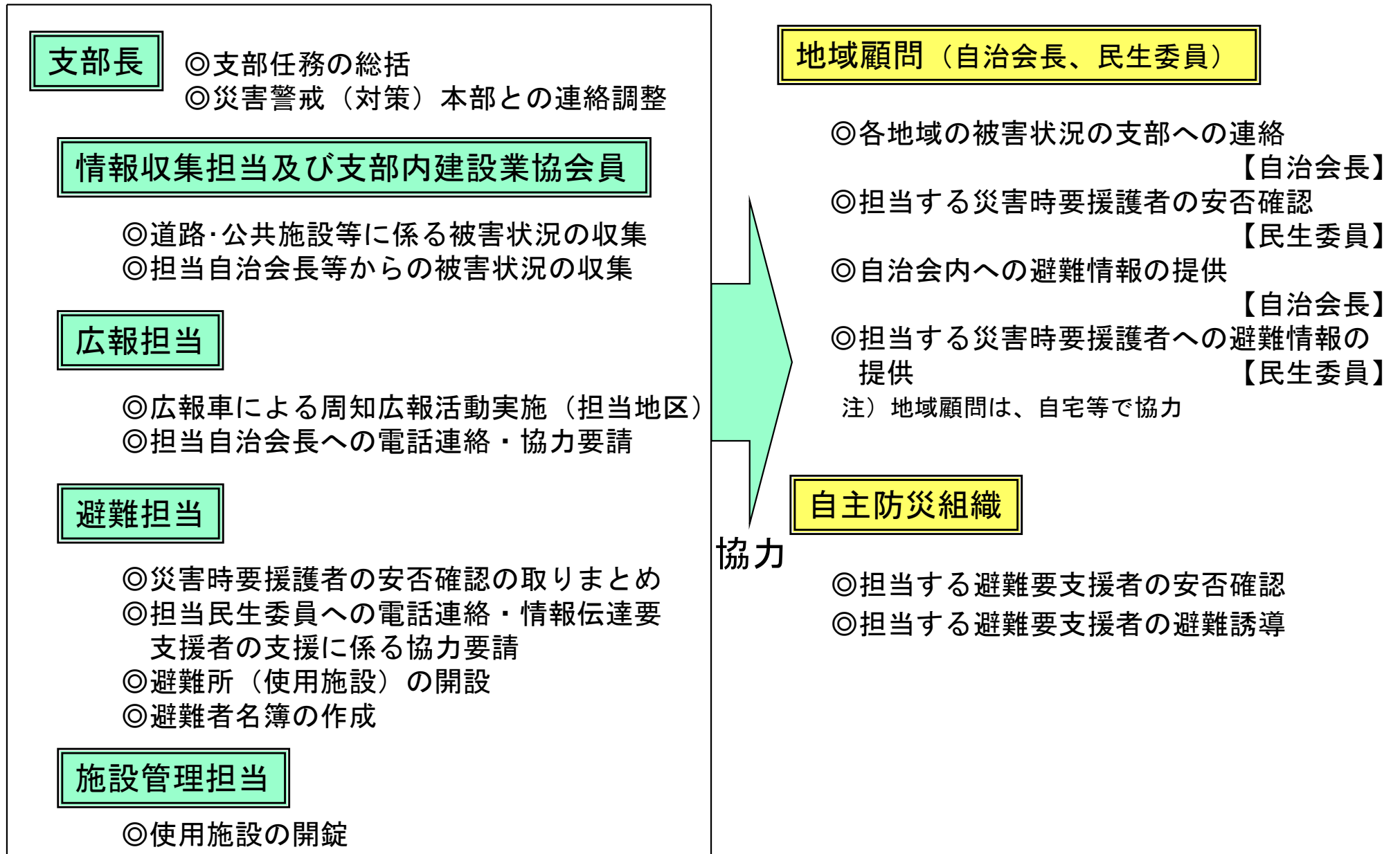
第二中学校（東支部）※
第一中学校・嵐南小学校（南支部）※
ものづくり拠点施設（旧南小）（西支部）※
体育文化会館（避難所）※ 中央公民館（中北支部）
第四中学校（井栗支部）※
西鱈田小学校（本成寺支部）※
大崎学園（大崎支部）※
大島中学校（大島支部）※
農村環境改善センター（避難所）※ 三条市役所栄庁舎（栄支部）
下田公民館（避難所）※ 三条市役所下田庁舎（下田支部）

第2次避難所

子育て拠点施設（あそぼって）	県立三条商業高校
県立三条高校	勤労青少年ホーム
旧第一中学校武道場及び体育館	上林小学校
裏館小学校	旭小学校
井栗小学校	塚野目保育所
保内小学校	総合福祉センター
月岡小学校	県立三条東高校
大崎会館	須頃小学校
大島小学校	栄北小学校
大面小学校	大浦小学校
長沢小学校	笹岡小学校
旧荒沢小学校	森町小学校
飯田小学校	

※ペット同行避難対応避難所

災害警戒（対策）支部における主な任務



☆旧三条市地域の「災害警戒（対策）支部」の担当区域は、自治会長協議会における地区割りに準拠（ただし、「上保内」「下保内」「みずほ」地区については、地理的要因から、「井栗支部」の担当地区とする。）

地震発生時の避難情報について

避難指示・緊急安全確保の発令基準

◎地震の際は、自主避難以外で、市長が避難指示等を発令する場合は、緊急に避難する必要があることから、水害時と異なり、高齢者等避難の発令は想定できない。

◎地震による避難のための立ち退きの指示又は緊急安全確保の基準は、原則として次のような事態になったときに発令する。

- ・ 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予測される場合
- ・ 火災拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場所
- ・ 避難経路を断たれる危険のある場合
- ・ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合
- ・ 酸素欠乏又は有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合
- ・ 地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予測される場合
- ・ 地すべり、がけ崩れ等により著しく危険が切迫している場合
- ・ 水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難な場合

自治会用マニュアルの特徴

1 全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 行政との接点は「災害警戒（対策）支部」に集中
- ◎ 自治会長の役割を「災害警戒（対策）支部・地域顧問」に特化

2 自治会の主な任務（地域内で震度5弱以上の地震が発生した際活動開始）

- ◎ 各地域の被害状況の「災害警戒（対策）支部」への連絡
 - ◎ 「災害警戒（対策）支部」から入る避難情報の自治会内への連絡
- ※1 自治会長は、自宅等で上記任務を遂行
※2 上記任務に伴う責任は、「三条市」が負う。

注) 自治会長は、「災害警戒（対策）支部・地域顧問」であるため、避難する際は、極力、第1次又は第2次避難所に避難し、避難先を支部へ報告していただく。

自主防災組織用マニュアルの特徴

1 全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 行政との接点は「災害警戒（対策）支部」に集中
- ◎ 自主防災組織の行う地震発生初期段階の共助活動の具体的例示

2 自主防災組織の主な任務（地域内で震度5弱以上の地震が発生した際活動開始）

- ◎ 災害時要援護者のうち避難要支援者の安否確認
 - ◎ 災害時要援護者のうち避難要支援者の避難誘導
 - ◎ 救出・救護活動、初期消火活動、通行止め等の応急措置
- ※ 1 自主防災組織のない地区は、自治会が上記任務を代行
※ 2 上記任務に伴う責任は、「三条市」が負う。
※ 3 通行止めを実施した場合には、「災害警戒（対策）支部」へ連絡

民生委員用マニュアルの特徴

1 全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 行政との接点は「災害警戒（対策）支部」に集中
- ◎ 民生委員の役割を「災害警戒（対策）支部・地域顧問」に特化

2 民生委員の主な任務(地域内で震度5弱以上の地震が発生した際活動開始)

- ◎ 災害時要援護者のうち情報伝達要支援者の安否確認
- ◎ 災害時要援護者のうち情報伝達要支援者への避難情報の提供
- ◎ 災害時要援護者との連絡調整等
 - ※ 1 民生委員は、自宅等で上記任務を遂行
 - ※ 2 上記任務に伴う責任は、「三条市」が負う。

注) 民生委員は、「災害警戒(対策)支部・地域顧問」であるため、避難する際は、極力、第1次又は第2次避難所に避難し、避難先を支部へ報告していただく。

全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 平常時の地震対策について具体的に列挙
- ◎ 災害関連情報の入手先を具体的に列挙
- ◎ 避難所について「市職員が必ずいる避難所（第1次＋第2次避難所）」と「その他避難所」に区分し、前者を具体的に列挙
- ◎ 災害関連物資の供給先が「市職員が必ずいる避難所」を中心とする旨明記
- ◎ 避難所へ避難する際は、災害時要援護者を除き、移動手段としての自動車の使用を控えるよう明記

災害時要援護者(避難要支援者・情報伝達要支援者)の基準

災害時要援護者

避難要支援者

◎次のいずれにも該当し、生活の基盤が自宅にある市民

- ①要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者
- ②全ての世帯員が要介護者、身体障がい者、知的障がい者又は65歳以上の者である世帯に属する者

◎上記以外で市長が支援の必要を認めた者

情報伝達要支援者

◎次のいずれかに該当し、生活の基盤が自宅にある市民(全ての世帯員が避難要支援者に該当しない世帯に属する者に限る。)

- ①要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者
- ②全ての世帯員が精神障がい者である世帯に属する者

◎上記以外で市長が支援の必要を認めた者

<用語の定義>

- ・要介護者:要介護認定3~5を受けている者
- ・身体障がい者:身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する者
(心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。)
- ・知的障がい者:療育手帳Aを所持する者
- ・精神障がい者:精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

※災害時要援護者に定義された者以外の障がい者・要介護者、乳幼児とその保護者、妊婦等の避難に時間を要する要配慮者については、高齢者等避難の発令を防災行政無線等により周知することによって、早期の自主的な避難を促す。

災害時要援護者(避難要支援者・情報伝達要支援者)の安否確認

(1) 避難要支援者

ア 第一段階

- ①支援者 自治会・自主防災組織、消防団、介護サービス事業所
- ②支援の時期 震度5弱以上の地震発生時
- ③支援内容 各支援者は担当する要支援者の安否確認を行う。

イ 第二段階

支援者の不在や被災などやむを得ない事情により担当を割り当てられた支援者が安否確認を行えない場合には、本部または支部が、①行政による安否確認または②他の主体への安否確認実施要請、のいずれかが確実に行われるべく調整を行う。

(2) 情報伝達要支援者

ア 第一段階

- ①支援者 民生委員、介護サービス事業所
- ②支援の時期 震度5弱以上の地震発生時
- ③支援内容 各支援者は担当する要支援者の安否確認を行う。

イ 第二段階

支援者の不在や被災などやむを得ない事情により担当を割り当てられた支援者が安否確認を行えない場合には、本部または支部が、原則として自治会又は自主防災組織に安否確認実施の要請を行い、安否確認が確実に行われるべく調整を行う。